

議会議員倫理審査会 審査結果報告について

「見附市議会議員政治倫理条例」第9条6項の規定に基づき、議会議員倫理審査会の審査結果を公表します。

※以下審査結果報告書

令和2年12月3日

見附市議会議長 重信 元子 様

見附市議会議員倫理審査会
委員長 佐野 統康

審査結果報告書

令和2年10月16日付で提出された審査請求について、見附市議会議員倫理審査会の審査が終了したので、見附市議会議員政治倫理条例第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 審査の請求の対象となった議員の氏名
五十嵐 勝 議員

2 審査すべき事案の内容

五十嵐勝議員が、市の公用車調達を落札した有限会社久住商会（現・株式会社クスミ。以下「当該法人」という。）の役員（監査役）に就任していることは、地方自治法第92条の2に定める議員の兼業禁止に抵触するおそれがあり、見附市議会議員政治倫理条例第4条第6号の倫理基準の遵守に違反するかについて。

3 審査の概要

本件については、次のとおり2回の審査を行った。

(1) 第1回 令和2年11月4日

ア 委員長の互選

投票により、佐野統康委員を委員長に選任した。

イ 副委員長の互選

投票により、佐野勇委員を副委員長に選任した。

ウ 審査会の公開について

審査会は、公開すると決定した。

エ 審査請求の適否について

審査請求は、適正であると決定した。

オ 今後の進め方について

- ① 請求議員に対する事情聴取を次回の審査会で行う。
- ② 対象議員に対する事情聴取を次回の審査会で行う。
- ③ 提出を求める資料その他審査に必要な調査等については、請求議員及び対象議員の事情聴取後に判断する。
- ④ 次回審査会の進め方については、始めに請求議員の事情聴取、次に対象議員の事情聴取及び弁明とし、その後、資料請求、その他審査に必要な調査及び参考人の出席の必要性について協議する。事実確認をした後に、見附市議会議員政治倫理条例に違反する行為の存否についての審査等、今後の進め方を協議する。次回審査会は、令和2年11月13日に招集する。

(2) 第2回 令和2年11月13日

ア 審査請求議員の渋谷議員、大坪議員及び石田議員の出席のもと、審査請求に至った経緯及び審査請求内容について説明を求め、質疑を行った。

イ 対象議員の五十嵐勝議員の出席のもと、質疑を行なった。質疑のなかで、委員長の許可を受け、当該法人の直近2年の売り上げ額を示す資料が提出された。

ウ 対象議員の五十嵐勝議員が、審査請求に対する弁明を行った。

エ 追加の資料請求、その他審査に必要な調査及び参考人の出席の要請は、行わないことに決定した。

オ 議員倫理基準に違反する行為の存否について、本日の審査会で審査を行った。地方自治法第92条の2の議員の兼業禁止について、判例によれば、同条にいう「主として同一の行為をする法人」とは、市からの請負額が当該法人の業務の50%以上を占める者を指す。これに対して、提出された資料に示される当該法人の売り上げ額から判断して、見附市からの請負額が当該法人の業務全体の50%に満たないことが確認された。見附市議会議員政治倫理条例の議員倫理基準に違反する行為の存否については、委員の意見が一致せず起立採決を行った。賛否同数となったことから、見附市議会議員政治倫理条例第7条第3項の規定により、委員長において本件は議員倫理基準に違反なしと決定をした。

カ 令和2年12月定例会で議会への報告を行えるように、議長に審査結果の報告を行うことが決定された。

4 審査の結果

今回の案件について、本審査会は、五十嵐勝議員が当該法人の監査役に就任していることは、地方自治法第92条の2に規定する議員の兼業禁止に抵触しないこと及び対象議員に見附市議会議員政治倫理条例第4条第6号に規定する議員倫理基準に違反する行為はないとの結論に至った。

※令和2年12月15日第7回定例会において、地方自治法第92条の2に規定する議員の兼業禁止に抵触しないこと及び対象議員に見附市議会議員政治倫理条例第4条第6号に規定する議員倫理基準に抵触する疑いの審査請求について、見附市議会議員倫理審査会の審査結果報告書のとおり、対象議員には議員倫理基準違反はないと決定しました。